

・ 許可申請書の記入例

押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により、令和3年1月1日以降の申請については、法定様式への押印は全て不要となりました。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 5 年 1 月 10 日

行政書士が作成・提出を代理する場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、職印を押印すること。
また作成・提出に係る委任状を添付すること。

「登記上の本店」（個人の場合は「住所」と「主たる営業所」の所在地が異なる場合は、2段に分けてそれぞれ記す）

申請者
所在地 大津市京町四丁目1-1
商号または名称 甲乙建設(株)
代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
許可番号	0125	国土交通大臣 一般 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号
申請の区分	02	1 新 2 許可換え新規 3 一般・特新規 4 特新規+更新 5 一般+更新 6 特新規+業種追加 7 一般+更新 8 特新規+業種追加+更新 9 一般+更新 10 特新規+業種追加+更新
申請年月日	03 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	許可の有効期間の調整 1 (1. する) 2 (2. しない)

次ページ記載要領参照

許可を受けようとする建設業	04	21	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
申請時において既に許可を受けている建設業	05	21	新 規 の 場 合 は 記 入 し ない
商号又は名称のフリガナ	06	コウオツケンセツ	
商号又は名称	07	甲乙建設(株)	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	ヒリコタロウ	
代表者又は個人の氏名	09	琵琶湖 太郎	
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	25201	都道府県名 滋賀県 市区町村名 大津市
主たる営業所の所在地	11	京町4-1-1	
郵便番号	12	520-8577	電話番号 077-528-4114
ファックス番号		077-524-0943	
法人又は個人の別	13	1 (1. 法人) 2. 個人	資本金額又は出資総額 250000 (千円) 法人番号 1234567890123
兼業の有無	14	1 (1. 有) 2. 無	建設業以外に行っている営業の種類 維持管理業務・宅地建物取引業

許可換えの区分	15	1 (1. 大臣許可 知事許可 2. 知事許可 大臣許可 3. 知事許可 他の知事許可)
旧許可番号	16	大臣コード 知事 国土交通大臣 許可(一般) 第 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
 所属等 総務部 氏名 琵琶湖 一郎 電話番号 077-528-4114
 ファックス番号 077-524-0943

記載要領

- 1 「近畿地方整備局長」「国土交通大臣」及び「滋賀県知事」、「国土交通大臣 知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請するときに既に許可を受けている建設業があれば記載要領6と同じ要領で記入すること。
 なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。
 なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 (株) 建設
 (有) 建設

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12 ①①「主たる営業所の所在地市町コード」の欄は、次の表のうち主たる営業所の所在する市町の該当するコードを記入すること。

2 5 2 0 1	大 津 市	2 5 2 0 9	甲 賀 市	蒲 生 郡
2 5 2 0 2	彦 根 市	2 5 2 1 0	野 洲 市	2 5 3 8 3 日 野 町
2 5 2 0 3	長 浜 市	2 5 2 1 1	湖 南 市	2 5 3 8 4 竜 王 町
2 5 2 0 4	近江八幡市	2 5 2 1 2	高 島 市	愛 知 郡
2 5 2 0 6	草 津 市	2 5 2 1 3	東 近 江 市	2 5 4 2 5 愛 荘 町
2 5 2 0 7	守 山 市	2 5 2 1 4	米 原 市	犬 上 郡
2 5 2 0 8	栗 東 市			2 5 4 4 1 豊 郷 町
				2 5 4 4 2 甲 良 町
				2 5 4 4 3 多 賀 町

13 ①①「主たる営業所の所在地」の欄は、記載要領12により記入した市町コードによって表される市町に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば京 町 ④ - ① ① のように記入すること。

14 ①②のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば① ⑦ ⑦ - ⑤ ② ④ - ① ① ② ① のように左詰めで記入すること。

15 ①③「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16 ①⑤「許可換えの区分」の欄並びに①⑥「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）

の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば① ① ② ③ ④又は① ①月① ①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

（確認資料）

- ・ 滋賀県知事許可 新規、許可換えを申請する場合は、次の書類を提出すること。
営業所の写真（外観・内観各1枚以上）P161、162参照

営業所の所在等に疑義のある場合、予告なく現地立入調査を実施することがあります。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市町コード」の欄は、次の表のうち、従たる営業所の所在する市町の該当するコードを記入すること。

「市町名」には、従たる営業所の所在する市町名を記載すること。

2 5 2 0 1 大 津 市	2 5 2 0 9 甲 賀 市	浦 生 郡 野 町
2 5 2 0 2 彦 根 市	2 5 2 1 0 野 洲 市	2 5 3 8 3 日 野 町
2 5 2 0 3 長 浜 市	2 5 2 1 1 湖 南 市	2 5 3 8 4 竜 王 町
2 5 2 0 4 近江八幡市	2 5 2 1 2 高 島 市	愛 知 郡 庄 町
2 5 2 0 6 草 津 市	2 5 2 1 3 東 近 江 市	2 5 4 2 5 愛 庄 町
2 5 2 0 7 守 山 市	2 5 2 1 4 米 原 市	犬 上 郡 郷 良 町
2 5 2 0 8 栗 東 市		2 5 4 4 1 豊 甲 町
		2 5 4 4 2 甲 多 町
		2 5 4 4 3 多 賀 町

- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市町コードによって表される市町に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば元町4-1□のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば0749-27-2241□のように左詰めで記入すること。

営業所一覧表(更新・変更)

営業所の名称		所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主 たる 営 業 所	本店	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 077-528-4114	土・通・園	建
	彦根支店	〒522-0071 彦根市元町4-1 0749-27-2241	土	
従 たる 営 業 所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所技術者等一覧表

特定許可の業種に

令和 元 年 6 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	ヒツシユ イチロウ ヒツシユ 一郎	⊕ 園 - 9、⊕ 通 - 5	02、13、33
〃	ヒツシユ タロウ ヒツシユ 太郎	建 - 4	02
彦根支店	ヒコネ サブロウ 彦根 三郎	⊕ - 9	13

別紙二「営業所一覧」に記載した
営業所の順に記載してください。

P22～P25の表を参考に
資格コードを記入

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

（コードは、P.68 別紙四、P.84 第8号の記入に使用します。）

一 般 建 設 業		建設業の種類 （項番 64）	有資格区分 （項番 65）
法第7条第2号	イ（所定学科と実務経験）	1	01
	ロ（実務経験10年以上）	4	02
	ハ（国家資格者及び大臣特認）	7	

P.22～25の表のうち と に対応するコード

特 定 建 設 業		建設業の種類 （項番 64）	有資格区分 （項番 65）
法第15条第2号イ（国家資格者）		9	
法第15条第2号ロ （指導監督的実務経験）	法第7条 第2号	イ（所定学科と実務経験）	01
		ロ（実務経験10年以上）	02
		ハ（国家資格者及び大臣特認）	
法第15条第2号ハ （大臣特認）	同号イと同等	3	03
	同号ロと同等	6	04

P.22～25の表のうち に対応するコード

P.22～25の表のうち に対応するコード

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （税込・税抜）

業種ごとに作成。
P.7～10参照

記載例1
経営事項審査を申請しない場合

該当するものに

このページは、経営事項審査を申請しない場合の記入例です。

経営事項審査申請予定者は、次頁の「経営事項審査申請予定者の工事経歴書の記載方法について」を参照してください。

工事内容がわかるように具体的に記入。
下請の場合は、下請工事の内容を明記。

注文者、工事名については、個人の氏名が特定されることのないように留意。

経営事項審査を申請しない場合は、主な完成工事のうち、技術者の専任が必要な工事等がある場合は続けて記載
主な完成工事のうち、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以降に請け負ったものうち、解体工事の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある市区町村	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼構上部）	工期 着工年月日 完成又は 完成予定年月
組	下請		大津ビル新築工事 （うち、くい打工事）	滋賀県大津市	滋賀 一郎	レ	10,000 千円	平成 30 年 9 月 平成 30 年 9 月
(株)	下請		一般国道道路保全工事 （うち、法面処理工事）	滋賀県大津市	藤野 一郎	レ	9,000 千円	平成 30 年 11 月 平成 30 年 12 月
A	元請		A 邸車止め設	大津市	大津 一郎	レ	4,500 千円	平成 30 年 12 月 平成 31 年 3 月
B	元請		汚水樹設置工	大津市	大津 一郎	レ	3,200 千円	平成 30 年 11 月 平成 30 年 12 月
建設	下請		河川改修工事 （うち、掘削工）	大津市	藤野 一郎	レ	2,500 千円	平成 30 年 10 月 平成 31 年 2 月
(産業)	下請		山の内ビル新築工事 （うち、外構工事）	滋賀県大津市	藤野 一郎	レ	2,000 千円	平成 31 年 1 月 平成 31 年 1 月
(塗装)	下請		古川アパート改築工事 （うち、足場仮設工事）	滋賀県大津市	藤野 一郎	レ	1,900 千円	平成 31 年 1 月 平成 31 年 2 月
建築	下請		一般国道99号線道路新設工事 （うち、ガードレール設置）	滋賀県大津市	藤野 一郎	レ	1,700 千円	平成 31 年 2 月 平成 31 年 3 月
道路	下請		一般国道100号線道路改良工事（うち、カッター工事）	滋賀県大津市	藤野 一郎	レ	1,600 千円	平成 31 年 2 月 令和 1 年 5 月
C	元請		C 邸玄関コンクリート工事	滋賀県大津市	藤野 一郎	レ	1,500 千円	平成 31 年 3 月 令和 1 年 5 月
小計							120,000 (60,000) 千円	

届出する決算期内に完成した建設工事を記載
（記入例は12月末決算）。

「工事進行基準」を採用している場合、進行基準が適用されている工事について、その工事高を括弧書きで付記。請負代金の額

配置技術者に変更があった場合、変更前も含むすべての技術者を記載。

「土木一式」とび・土工、「鋼構造物」については、記載要領10のとおり、内訳の工事名の略号に を付し、その請負金額を記載。

「小計」...このページに記載した完成工事の件数、工事高のみを記入
「合計」...業種ごとの総件数と総工事高を記入
1業種で複数ページに渡る場合は、最終ページにのみ記入

うち	元請工事	千円
9,200		千円
小計	10 件	27,900 千円
合計	32 件	39,700 千円
うち	元請工事	千円
27,300		千円

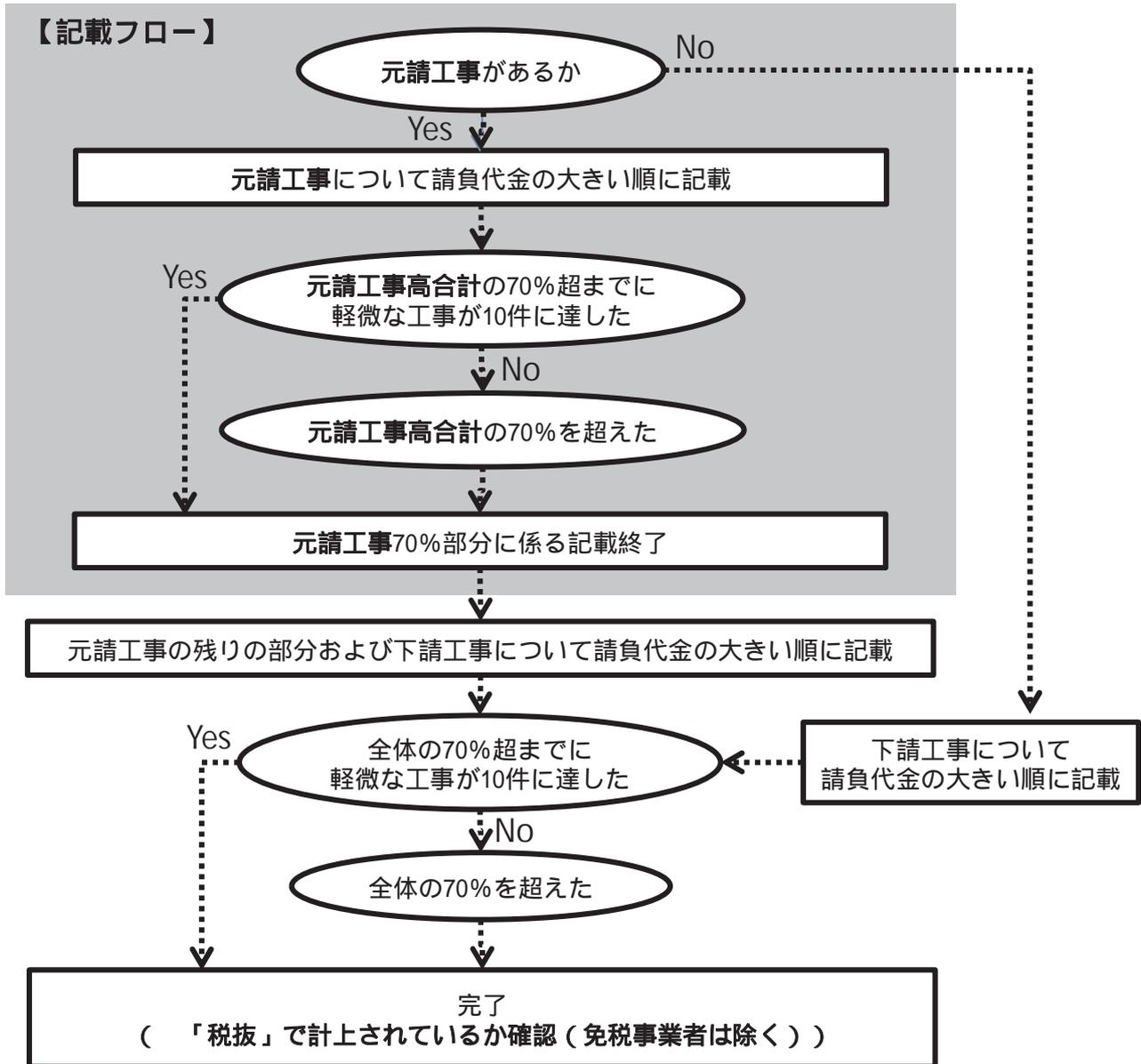
経営事項審査申請予定者の工事経歴書（様式第2号）の記載方法について

まず、元請工事の完成工事高について、元請工事の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。

続けて、残りの元請工事と下請工事の完成工事について、全体の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。

ただし、・ のそれぞれにおいて、1,000億円または軽微な工事（500万円未満）の10件を超える部分については記載不要。

すべて税抜で計上されているか確認（ただし、免税事業者を除く）



上記いずれの段階においても、1,000億円を超えた時点で記載終了
主な未成工事のうち、技術者の専任が必要な工事等がある場合は続けて記載

【許可申請書、決算変更届作成時の解体工事の分類について】

解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。

ただし、**経営事項審査申請予定者**は、平成28年5月31日以前に請け負ったものも含め、「とび・土工」「解体」それぞれの分類に応じて作成して構わない。なお、その際、「建設工事の種類」の欄については、解体工事業の許可有り(または申請時)の場合は「解体工事」、解体工事業の許可無しの場合は「その他(解体工事)」と記載すること。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前期前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前期前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合又は未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとと同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

該当するものに をする。

おける工事施工金額

(税込・税抜/単位：千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木 工事	建築 工事	造園 工事	管 工事		
第 21 期 平成 26 年 10 月 1 日から	元 公 共	20,000	0	23,084	0	0	43,084
	請 民 間	20,000	0	16,736	0	0	36,736
平成 27 年 9 月 30 日まで	下 請	50,000	20,000	90,000	0	9,328	169,328
	計	90,000	20,000	129,820	0	9,328	249,148
第 22 期 平成 27 年 10 月 1 日から	元 公 共	15,000	0	14,300	0	0	29,300
	請 民 間	12,000	5,000	14,000	0	0	31,000
平成 28 年 3 月 31 日まで	下 請	50,000	0	20,000	0	7,294	77,294
	計	77,000	5,000	48,300	0	7,294	137,594
第 23 期 平成 28 年 4 月 1 日から	元 公 共	50,000	直前3年分以上記入する			0	102,315
	請 民 間	40,000	0	80,000	0	4,277	124,277
平成 29 年 3 月 31 日まで	下 請	100,000	10,000	11,000	110,000	525	231,525
	計	190,000	10,000	143,315	110,000	4,802	458,117
第 24 期 平成 29 年 4 月 1 日から	元 公 共	105,000	0	42,281	0	0	147,281
	請 民 間	20,000	0	107,990	0	0	127,990
平成 30 年 3 月 31 日まで	下 請	86,000	0	92,444	0	33,651	212,095
	計	211,000	0	242,715	0	33,651	487,366
第 期 平成 年 月 日から	元 公 共						
平成 年 月 日まで	請 民 間						
	下 請						
第 期 平成 年 月 日から	元 公 共						
	請 民 間						

・経営事項審査申請予定者は、すべて税抜で計上されているか確認（免税事業者を除く）
 ・業種追加の場合は、既に許可を受けている業種と今回申請する業種をすべて記入する。
 （許可を申請するすべての業種について記入）
 ・業種数が4を超える場合は、2枚以上にわたって記入し、「その他の建設工事の施工金額」および「合計」は最終ページに記入する。

記
1
2
3

【許可申請書、決算変更届作成時の解体工事の分類について】
 解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。
 ただし、経営事項審査申請予定者は、過年度に請け負った工事も含め「とび」「解体」それぞれに分類して記載しても構わない。ただし、解体工事業の許可無しの場合は、「その他の建設工事の施工金額」に計上。

令和 元 年 6 月 1 日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	6 人	2 人	4 人	12 人
彦根支店	3	1	2	6
合計	9 人	3 人	6 人	18 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、
~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 2年 6月 1日

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

所在地 **大津市京町四丁目1-1**

商号または名称 **甲乙建設(株)**

代表者 **代表取締役 琵琶湖 太郎**

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

滋賀県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、
「~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~」
「~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
知事」
については不要なものを消すこと

様式第七号の2第一面についても同様

コンピュータ入力用
(3枚作成)

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要なものを消す

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	代表取締役
経験年数	H5年 4月から R2年 5月まで 満 27年 2月
証明者と被証明者との関係	取引先
備考	H10年3月まで個人事業主

【新規申請の場合】
 当該経営期間における使用者(法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人事業主)を証明者とする。また現在許可を有する第三者を証明者とすることも可
【新規申請以外の場合】
 証明者欄は自己証明で可

(証明者が申請者と異なる場合は、証明内容について当該証明者の十分な理解と了承を得たうえで、証明者欄に必要事項を記載してください。なお、疑義が生じた場合は、県から証明者に問い合わせをすることがあります。)

令和 2 年 6 月 1 日

証明者
 所在地 大津市松本一丁目2-1
 商号または名称 (株)富士建設
 代表者 代表取締役 富士 山雄
 許可番号・許可年月日 滋賀県知事許可(特-28) 第11000号 平成28年8月21日

(2) 下記の者は、許可申請者

の常勤の役員
~~本~~ ~~大~~
~~の支配人~~

で第7条第1号イ に該当する者であることに相違ありません。

令和 2 年 6 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 滋賀県知事 殿

不要なものを消す

申請者
 届出者
 所在地 大津市京町四丁目1-1
 商号または名称 甲乙建設(株)
 代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

「1」～「3」いずれかを記入
 業種追加の場合は「1」

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日 2変更の場合のみ記入

大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可(般特) 第 5 10 11 13 15 号 令和 年 月 日
 許可番号 1 8 2 5 2変更、3更新その他の場合に記入

【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ビ ワ 姓の最初の2文字まで記入
 濁点・半濁点は1マス内に記入

氏名 2 0 琵琶湖 太郎 生年月日 8 3 2 年 0 9 月 1 2 日

住所 大津市京町四丁目1-1 自宅の住所を記入

【変更前】

氏名 2 1 生年月日 年 月 日 変更届の場合のみ、変更前の者について記入

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「(1) 「の常勤の役員 「 地方整備局長
(2) 本 人 北海道開発局長 「申請者 「国土交通大臣 「般
(3) 」、 の支配人 」、 知事」 届出者」、 知事」 及び 「特」
について

ては、不要のものを消すこと。

- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 1 7 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合

「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 「変更の年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

- 7 1 8 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「大臣

「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する 知事」

コードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8 1 9 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

- 9 2 0及び2 1 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 □ 太郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

常勤役員等の略歴書

現住所	大津市京町四丁目1-1			
氏名	琵琶湖 太郎	生年月日	S32年 9月 12日生	
職名	代表取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 S51年 4月 1日 至 S54年 3月 31日	滋賀工務店に見習いとして従事		
	自 S54年 4月 1日 至 S62年 3月 31日	甲乙建設を自営		
	自 S62年 4月 1日 至 年 月 日	甲乙建設㈱に組織変更し、代表取締役に就任		
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日	様式第7号の2別紙についても同様。		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
			なし	
上記のとおり相違ありません。				
令和 2 年 6 月 1 日		氏名 琵琶湖 太郎		

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

第三面、第四面も同様。財務管理、労務管理、業務運営の経験を有する補佐人が同一人物の場合でもそれぞれ作成は必要です。

令和2年 6 月 1日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者 大津市京町四丁目1-1
届出者 甲乙建設(株)
代表取締役 琵琶湖 太郎

役職名等 部長

申請者の内容を記入

経験年数 H27年5月から R2年 5月まで 満 5年 1月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

申請又は届出の区分 2 2 1

(1:新規)

「1」~「3」いずれかを記入
業種追加の場合は「1」

直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

2変更の場合のみ記入

大臣
知事コード

許可番号 2 3 2 5

国土交通大臣
知事許可(

一般特

)第

5

10

11

13

15

許可年月日

2変更、3更新その他の場合に記入

月 日

記

【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 3 ビ ワ

姓の最初の2文字まで記入
濁点・半濁点は1マス内に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 5 3 琵琶湖 5 次 郎 10

生年月日 13 14 16 18 S 3 3 年 0 4 月 0 1 日

住所 大津市京町四丁目1-1

【変更前】

氏名 2 6 3 5 10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 (1)の証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
 ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
 なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

(1)
(2)

」、

の常勤の役員
本人
の支配人

」、

地方整備局長
北海道開発局長
知事

、「申請者
届出者」、「国土交通大臣
知事」及び「

般
特

」について、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

1
7

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により

1
7

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により直前の

2
2

、

2
7

又は

3
1

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7

1
8

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1
7

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、

2
3

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該

2
3

の直前の

2
2

、

2
7

又は

3
1

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
 「許可番号」の欄の「

大臣
知事

コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0
0
1
2
3
4

又は

0
1
0
1

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

1
9

、

2
4

、

2
8

及び

3
2

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ 又は ㇾ のように1文字として扱うこと。
- 9

2
0

、

2
1

、

2
5

、

2
6

、

2
9

、

3
0

、

3
3

及び

3
4

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば 建設 ㇿ ㇿ ㇿ のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
 また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0
1
0
1

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10

2
2

、

2
7

及び

3
1

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等

を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出し

代理人による代理作成はできませんのでご注意ください。

令和 2 年 6 月 1 日

許可申請の場合は(1)に変更届の場合は(2)に

地
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

届出者
所在地 大津市京町四丁目1-1
商号または名称 甲乙建設(株)
代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

許可年月日
許 可 番 号 ~~国土交通大臣~~ 許可(般 特) 第 0 2) 第 0 1 0 0 0 0 号 令和 0 2 年 0 5 月 0 1 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	(20人 5人)	1	1	1	健康保険	00-77 00000
					厚生年金保険	00-77 00000
					雇用保険	
彦根支店	(10人 0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(30人 5人)					

営業所一覧表に記載した順に記載

役員または個人事業主を含めた人数を記載
()内は役員、個人事業主の人数を記載

加入は「1」、適用除外の場合は「2」、一括適用の承認に係る営業所については「3」を記入

事業所整理記号および事業所番号等を記載

記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - （２）
 - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
 - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記
すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- ① 下記のとおり、~~建設業法第7条第2号~~ { ~~建設業法第15条第2号~~ } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- ② 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

下記の技術者が一般建設業許可申請の営業所技術者となる場合は下を消す
 下記の技術者が特定建設業許可申請の営業所技術者となる場合は上を消す
 下記の技術者が両方の建設業許可申請の営業所技術者となる場合は消さない

令和 元 年 6 月 1 日

近畿地方整備局長
滋賀県知事

許可申請時は「1」
 変更届出時は変更内容により「2」～「5」いずれか

所在地 大津市京町四丁目 1 - 1
 商号または名称 甲乙建設(株)
 代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

区分 項番 6 1 1 (1.新規許 (可等) 2.営業所技術者等の担当業 種又は有資格区分の変更 3.営業所技術 者等の追加 4.営業所技術者等 の交替に伴う削除 5.営業所技術者等が置 かれる営業所のみ変更)

大臣 コード 3

許可番号 6 2 2 5 (国土交通大臣 滋賀県知事 許可(般特) 第 5 号 令和 年 月 日)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) タカシマ ヨシオ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 タ カ 高 島 良 大 生年月日 S 4 2 年 0 2 月 1 1 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 3 0

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者の住所 高島市今津町今津1758 営業所の名称 (新所属) 本店

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) ナガハマ ジロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 ナ ガ 長 浜 次 郎 生年月日 S 5 0 年 1 1 月 0 1 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 3 0

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者の住所 長浜市平方町1152-2 営業所の名称 (新所属) 彦根支店

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者の住所 営業所の名称 (新所属)

6 [6] [4] 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6] [1] 「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第1号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の欄の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6] [1] 「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)、に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

7 [6] [5] 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（P.22～25からの表を参照）

8 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6] [1] 「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

9 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

（確認資料）

証明書記載の「有資格区分」に該当する合格証明書、免許証、登録証、免状、資格者証、合格証書、大臣特別認定書の写しを添付すること。

また、様式第9号（P.88）及び第10号（P.89）とそれに係る確認資料を添付すること。

営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

(コードは、P.68別紙四、P84第8号の記入に使用します。)

一 般 建 設 業		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条第2号	イ(所定学科と実務経験)	1	01
	ロ(実務経験10年以上)	4	02
	ハ(国家資格者及び大臣特認)	7	

P.22～25の表のうち と に対応するコード

特 定 建 設 業		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ(国家資格者)		9	
法第15条 第2号ロ (指導監督的 実務経験)	法第7条 第2号	イ(所定学科と実務経験)	01
		ロ(実務経験10年以上)	02
		ハ(国家資格者及び大臣特認)	
法第15条第2号ハ(大臣特認)		同号イと同等	03
		同号ロと同等	04

P.22～25の表のうち に対応するコード

P.22～25の表のうち に対応するコード

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**と** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和元年 6 月 1 日

（証明者が申請者と異なる場合は、証明内容について当該証明者の十分な理解と了承を得たうえで、証明者欄に必要事項を記載してください。なお、疑義が生じた場合は、県から証明者に問い合わせをすることがあります。）

証明期間当時の使用者による証明

所在地 大津市京町四丁目 1 - 1
 商号または名称 甲乙建設(株)
 代表取締役 琵琶湖 太郎
 (電話番号) (077)-528-4114
 被証明者との関係 役員

証明者から見た、被証明者との関係を記入
「社員」、「役員」、「従業員」等

実務経験年数ではなく、
使用された期間を記入

技 術 者 の 氏 名	琵琶湖 太郎	生年月日	S32.9.12	使用された期間	S 6 2 年 4 月から H 2 9 年 1 2 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	甲乙建設(株)				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
代表取締役	松本邸 新築工事（うち、玄関コンクリート工事）			H9年 2月から H9年 6月まで	
"	国道100号線道路改良工事（うち、カッター工事）			H9年 11月から H10年 5月まで	
"	国道99号線道路新設工事（うち、ガードレール設置）			H11年 6月から H11年 11月まで	
"	古川アパート改築工事（うち、足場仮設工事）			H12年 1月から H12年 5月まで	
"	山の内ビル新築工事（うち、外構工事）			H13年 5月から H13年 12月まで	
"	河川改修工事（うち、掘削工事）			H14年 5月から H14年 9月まで	
"	住宅敷地盛土及び基礎工事			H14年 12月から H15年 2月まで	
"	山田邸車止め設置工事			H16年 2月から H16年 10月まで	
"	田仲邸 新築工事（うち、外構工事）			H17年 4月から H17年 7月まで	
"	(株)淡海商事 屋外広告物設置工事			H18年 6月から H18年 10月まで	
・使用された期間において携わった建設工事のうち、実務経験を証明しようとする建設工事の種類に該当するものについて、具体的な工事名を1年につき1件(完成年度が重複するものについては、同一年度のものとして扱う)記載すること(実際の契約書等に記載された件名に加え、業種が判別できるようにできるだけ具体的に補足すること)。 ・2以上の建設工事の種類について1人の者が実務経験の被証明者となる場合においては、それぞれの「実務経験の内容」に記載する工事の完成年度が重複しないように作成すること(一人の者が実務経験で担当できるのは二業種までで、それぞれの業種について法第7条第2号口該当とする場合は、最低でも20年以上の建設工事に関する実務経験が必要です)。				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
当時の使用者であった者が現在、存在しない場合には、「その理由」欄に具体的な理由を記載し、当時、被証明者と同等以上の役職にあった者を証明者とする。				証明する実務経験年数の合計を記載(上記の工期の合計ではない)。	
				年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合 計 満 1 0 年 0 月	

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可申請者 ~~（法人の役員等）~~
~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
~~法定代理人の役員等~~ の住所、生年月日等に関する調書

住 所	大津市京町四丁目 1 - 1		
氏 名	琵琶湖 一郎	生 年 月 日	S35年 4月 10日生
役 名 等	取締役（常勤）		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 6 月 1 日		氏 名	琵琶湖 一郎

記載要領

- 「 ~~（法人の役員等）~~
~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
~~法定代理人の役員等~~ 」 については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	長浜市平方町1152-2		
氏 名	彦根 三郎	生 年 月 日	S40年 10月 30日生
営 業 所 名	彦根支店		
職 名	支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 元 年 6 月 1 日		氏 名	彦根 三郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【注意事項】

1. 様式第11号に記入した者全員について作成すること。ただし、役員等を兼ねている者については、様式第12号をもってこれにかえることができる。
2. 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
琵琶湖 太郎	大津市京町四丁目 1 - 1	300株
琵琶湖 一郎	〃	100株
近江 和男	草津市草津三丁目 14 - 75	50株
滋賀 謙二	高島市今津町今津 1758	50株

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

営 業 の 沿 革

法人設立時は、設立時の
資本金を併記

創業以後の沿革	S54	年 4 月 1 日	甲乙建設創業
	S62	年 4 月 1 日	組織変更 甲乙建設（株）設立 資本金1,000万円
	H4	年 4 月 1 日	大津市松本一丁目2 - 1 から現所在地へ移転
	H4	年 4 月 1 日	資本金の変更 2,000万円
	H18	年 10 月 12 日	資本金の変更 2,500万円
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	S58	年 6 月 8 日	最初の許可 滋賀県知事（般 - 58）第10000号 建
	S62	年 6 月 10 日	法人成後の許可 滋賀県知事（般 - 62）第10000号 建
	H6	年 7 月 8 日	業種追加 滋賀県知事（般 - 6）第10000号 土 電 園
	H9	年 11 月 21 日	彦根支店設置（業種 土）
	H16	年 11 月 12 日	般特新規 滋賀県知事（特 - 16）第10000号 ㊦ ㊧ ㊨
	H16	年 11 月 12 日	彦根支店（業種 ㊦）
	H24	年 11 月 30 日	一部廃業 電
		年 月 日	
		年 月 日	

なければ「なし」と記入

賞罰		年 月 日	なし
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、所在地の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）については、その番号および業種名を付して記載すること。
また、営業所の新設・変更・廃止については、その業種名を記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
滋賀県 協会	S58 年 8 月 1 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

記載要領

- 1 「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。
- 2 該当がない場合は、「なし」と記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	銀行本店	信用金庫彦根支店	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 銀行 支店）

区 分 項番 3
 8 1 3 (2 . 営業しようとする建設業 3 . 従たる営業所 4 . 従たる営業所)
 又は従たる営業所の所在地の変更 の新設 の廃止
 大臣コード 許可年月日
 知事
 項番 3 5 10 11 13 15
 許可番号 8 2 2 5 滋賀県知事 許可 (般特 - 0 1) 第 0 1 0 0 0 0 号 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一般)
 2
 変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

フリガナ ヒコネシテン
 従たる営業所の称 8 4 彦 根 支 店
 23 25 30 35 40

変更があった場合のみ記入します。
(記入例は、従たる営業所が新設された場合)

従たる営業所の所在地市町 8 5 2 5 2 0 2 滋 賀 県 市町名 彦 根 市・町
 従たる営業所の所在地 8 6 元 町 4 - 1
 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 5 2 2 - 0 0 7 1 電話番号 0 7 4 9 - 2 7 - 2 2 4 1
 営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一般)
 2
 変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

フリガナ
 従たる営業所の称 8 4

従たる営業所の所在地市町 8 5 2 5 滋 賀 県 市町名 市・町
 従たる営業所の所在地 8 6
 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 - 電話番号
 営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一般)
 2
 変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

フリガナ
 従たる営業所の称 8 4

従たる営業所の所在地市町 8 5 2 5 滋 賀 県 市町名 市・町
 従たる営業所の所在地 8 6
 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 - 電話番号
 営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一般)
 2
 変更前 3 5 10 15 20 25 30

様式二十二号の二

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」 「国土交通大臣
知事」 「般
及び
特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 35「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □(株)□A建設□
□B建設□(有)□)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

様式二十二号の二

- 17 4 2 「主たる営業所の所在地」及び8 6 「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関 2 － 1 － 1 3 のように記入すること。
- 18 4 3 及び8 7 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 － 5 2 5 3 － 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。
- 19 4 4 「資本金額
又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 8 1 「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
- 「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
- 「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合
- なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。
- 22 8 3 及び8 8 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

【様式22号の2「届出事項」の記載例】

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号変更	大津建設(株)	甲乙建設(株)	R1.5.1	
商号変更	(有)甲乙建設	(株)甲乙建設	R1.5.1	
資本金変更	10,000千円	20,000千円	R1.5.1	
資本金変更	20,000千円	10,000千円	R1.5.1	
取締役の就任		滋賀 太郎	R1.5.1	
取締役の辞任	滋賀 三郎		R1.5.1	
代表取締役の変更	滋賀 太郎	滋賀 次郎	R1.5.1	
事業主の氏名変更	琵琶湖 太郎	西の湖 太郎	R1.5.1	
支配人の氏名変更	琵琶湖 次郎	西の湖 次郎	R1.5.1	
				営業所の新設
営業所の新設		日野営業所	R1.5.1	
営業所長の就任		滋賀 太郎	R1.5.1	日野営業所
営業所技術者の追加		滋賀 太郎	R1.5.1	日野営業所
				営業所の廃止
営業所の廃止	東近江営業所		R1.5.1	
営業所長の削除	滋賀 次郎		R1.5.1	東近江営業所
営業所技術者の削除	滋賀 次郎		R1.5.1	東近江営業所
				専技追加に伴う営業所の業種変更 ('ほ装'の追加)
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R1.5.1	日野営業所
		舗装工事業	R1.5.1	日野営業所
営業所技術者	土木 太郎	土木 太郎	R1.5.1	担当業種の変更
				専技削除に伴う営業所の業種変更 ('建築'の削除)
営業所の業種の廃止	土木工事業	土木工事業	R1.5.1	日野営業所
	建築工事業		R1.5.1	日野営業所
営業所技術者の削除	建築 太郎		R1.5.1	
				取締役(経営)が取締役を退任し、新任 の取締役が新たに経営に就任
経營業務管理責任者	琵琶湖 太郎	琵琶湖 三郎	R1.5.1	変更
取締役の退任	琵琶湖 太郎		R1.5.1	
取締役の就任		琵琶湖 三郎	R1.5.1	
				取締役(経営)が経営のみ離任し、既存 の取締役が経営者に就任
経營業務管理責任者	琵琶湖 太郎	琵琶湖 次郎	R1.5.1	変更

届 出 書

下記のとおり、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた**
- (3) 営業所技術者を削除した
- (4) 欠格要件に該当するに至つた

ので届出をします。

令和 2 年 6 月 1 日

該当する理由を で囲む

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

届出者
所在地 **大津市京町四丁目1-1**
商号または名称 **甲乙建設(株)**
代表者 **代表取締役 琵琶湖 太郎**

項番 大臣コード
知事

許可番号 5 1 2 5 国土交通大臣許可(一般特)第 0 2 0 1 0 0 0 0 号 許可年月日 令和 0 2 年 0 5 月 0 1 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 2 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 甲 賀 太 郎 5 10 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 **本店** 建設工事の種類 **電**

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

()

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長 国土交通大臣 一般
北海道開発局長 知事 及び 知事 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記 すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の ^{「大臣}コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建 設** □ **太 郎** □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の()内に示された略号で記載すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

一部業種を廃業する場合の例

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 元 年 6 月 1 日

~~近畿地方整備局長~~
滋賀県知事

届出者
所在地 **大津市京町四丁目1-1**
商号または名称 **甲乙建設(株)**
代表者 **代表取締役 琵琶湖 太郎**

行政書士が作成・提出を代理する場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、職印を押印すること。

届出の区分 項番
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業)
2. 一部の業種の廃業)

大臣コード
許可番号 5 5 2 5 ~~国土交通大臣~~ 許可(一般 - 0 1) 第 0 1 0 0 0 0 号
滋賀県知事
許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

記

廃止した建設業 届出時に許可を受けている建設業
5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
5 7 2 1 1 2 2 (1. 一般)
2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3
決裁年月日 5 9 令和 年 月 日

【備考】

廃業等の年月日 令和 元 年 5 月 5 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
該当する理由を で囲む (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

記載要領

1

「近畿地方整備局長」「国土交通大臣」及び「^{「般}滋賀県知事」、^{「知事}知事」及び^{「特}特」については、不要のものを消すこと。

2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4 5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5 5 5「許可番号」の欄の^{「大臣}知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

7 5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、記載要領6と同じ要領で記入すること。

8 太線の枠内には記入しないこと。

9 「廃業理由」の欄は、該当する番号に をすること。

10 「廃業年月日」の欄は、実際に廃業した年月日を記入すること。

（その他添付資料）

- (1) 許可通知書（全廃業の場合のみ。ただし、一部廃業であっても提出の必要な場合がある。）
- (2) 税務署への廃業届（写し）（個人事業主が事業そのものを廃止する場合。）
- (3) その他確認書類（必要に応じて添付すること。）

変更届出書 (決算)

令和 2 年 7 月 15 日

経営事項審査申請予定の有無 (該当するものに を記入)	
有	無

「有」の場合、下記も記入

事業年度ごとの消費税課税・免税の別 (直前3年について、課税・免税いずれかに)	
第 14 期 平成 30 年 3 月 31 日 決算	課税・免税
第 15 期 平成 31 年 3 月 31 日 決算	課税・免税
第 16 期 令和 2 年 3 月 31 日 決算	課税・免税

届出する決算期を含む直前3年の事業年度

近畿地方整備局長
滋賀県知事

許可年月日 2 年 5 月 1 日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 滋賀県知事 許可 (般 - 2) 第 10000 号

法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人の場合のみ記入(国税庁から通知された13桁の番号)

届出者

所在地 大津市京町4丁目1-1

商号または名称 甲乙建設(株)

代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

行政書士が作成・提出を代理する場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、職印を押印すること。

事業年度(第 16 期 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)が終了したので別添のとおり、提出します。

【 事業年度終了変更届 (決算変更届) 届出書類・添付書類等 】

- 変更届出書(決算)
- 様式第2号
- 様式第3号
- 財務諸表 (法人…様式第15号・16号・17号・17号の2)
(個人…様式第18号・19号)
- 事業税の納税証明書(税額の記載のあるもの、
未納のないことの証明ではありませんのでご注意ください。)
- 事業報告書(株式会社のみ)

【事業年度内に】

- 使用人数に変更があった場合…様式第4号
- 営業所長の移動があった場合…様式第11号
- 定款の変更があった場合 …定款(写)または議事録
- 健康保険等の加入状況の人数に変更があった場合
…様式第7号の3

記載要領

- 1 「国土交通大臣 及び 「近畿地方整備局長 滋賀県知事」 については、不要のものを消すこと。
- 2 届出者は、実印を押印すること。